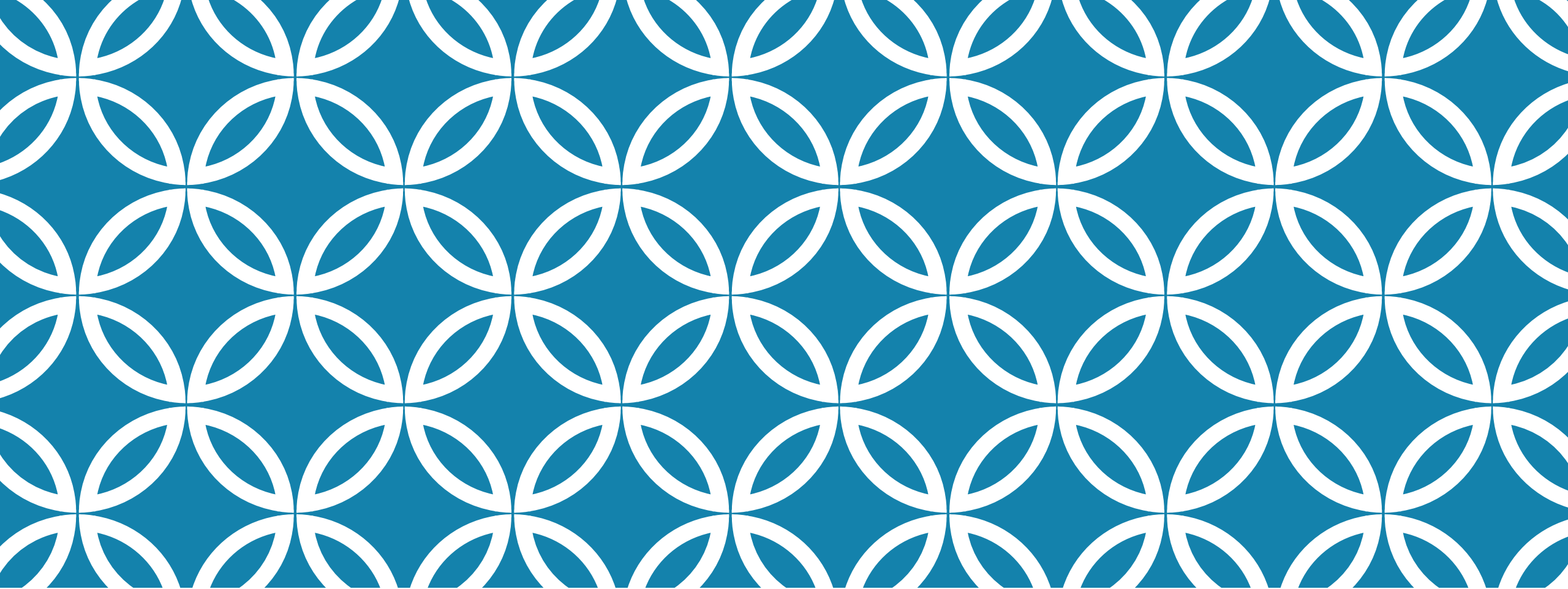




2 0 1 9 年度

商法第 2 部



最判平成16年2月20日民集58巻2号367頁

I－10事件で引用された判旨の直前部分

「預託金会員制のゴルフクラブが設けられているゴルフ場の営業においては、当該ゴルフクラブの名称は、そのゴルフクラブはもとより、ゴルフ場の施設やこれを経営する営業主体をも表示するものとして用いられることが少なくない。本件においても、前記の事実関係によれば、Aから営業を譲り受けた被上告人は、本件クラブの名称を用いて本件ゴルフ場の経営をしているというのであり、同クラブの名称が同ゴルフ場の営業主体を表示するものとして用いられているとみることができる。このように、（**ここからI－10の【判決理由】**）預託金会員制のゴルフクラブの名称がゴルフ場の営業主体を表示するものとして用いられている場合において、・・・・」

最判昭和29年10月7日民集8巻10号1795

頁

「御挨拶

今般弊社は六月一日を期し品川線、湘南線の地方鉄道軌道業並に沿線バス事業を東京急行電鉄株式会社より譲受け京浜急行電鉄株式会社として新発足致すことになりました。多年皆様に御迷惑御掛け致して居りましたが旧来の経営方針を一新し従業員一同全力を挙げて輸送復興に適進致し皆様の御期待に背かざる様努力致したいと存じます。

何卒旧に倍し御支援の程御願申し上げます。

昭和二三年六月一日

京浜急行電鉄株式会社」

最判昭和36年10月13日民集15巻9号2320頁

「御挨拶

肅啓時下新緑の候各位には愈々御清祥のことと存じ上げます。

陳者今般東京都当局の中央卸売市場に於ける水産物卸売業務改善強化方針に即応し東京北魚市場株式会社、東京魚市場生販株式会社、食安水産物株式会社の三会社は小異を捨て大同に就き茲に新たに築地北魚株式会社を創立し来る六月一日より新社名の下に業務を開始することに相成りました。就ては多年に亘り三社に寄せられたる御愛顧に対し深甚なる感謝の意を表すると共に新会社に対しても一層の御支援を賜り度伏して御願申上げる次第であります。素より新会社に於ては従業員一同新鋭の意気を以て苟も従旧弊の存するあらば断乎一掃するは勿論特に迅速適確なる仕切金送付支払いをモットーとし、只管荷主各位の御期待に副う様努力する覚悟で御座居ます。

因に新会社に業務を継承しました三社の実績を合計いたしますと少き月も常に一億数千万円、最高三億に近い売上成績を示しているのであります。勿論今回の整備会社七社中の最高であります。又優に既存の四大会社の実績にも比肩し得るものであります。更に又今回の整備会社中率先業務を開始することをも附記し御報告申上げて置きます。

以上所信の一端を申述べまして御挨拶に代える次第であります。

昭和二十六年五月日

東京北魚株式会社

（以下支社および取締役の氏名列記）」